明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（農林水産三九）　一
〔告　示〕
○防災拠点自動車駐車場を指定した件（国土交通五三六）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関の指定、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　四三
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第三十九号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和四年政令第十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年四月二十六日　農林水産大臣　金子原二郎

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則

（特定第一種水産動植物）

第一条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

一　うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）
二　あわび
三　なまこ

（法第二条第二項の農林水産省令で定める加工品）

第二条　法第二条第二項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。

（特定第二種水産動植物）

第三条　法第二条第四項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

一　さば
二　さんま
三　まいわし
四　いか

（法第二条第五項の農林水産省令で定める加工品）

第四条　法第二条第五項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。

（特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出）

第五条　法第三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
三　採捕の事業の対象とする特定第一種水産動植物の種類
四　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限の内容
五　譲渡しの事業の対象とする特定第一種水産動植物等の種類
六　譲渡しの事業を開始しようとする日

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣又は都道府県知事（以下「農林水産大臣等」という。）は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　前項第四号の権限の内容を証する書類として次に掲げる書類
イ　漁業法第三十六条第一項、第五十七条第一項、第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第百十九条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し